マイナンバー 社会保障・税番号制度 について

10月以降、各家庭に向けてマイナンバーの通知カード(紙カード)が届きます。

この番号が税金や社会保険に必要になりますので、各事業所ですべての従業員(パートアルバイトを含む)から番号を収集する必要があります。

この番号は特定個人情報保護の対象となるため、万が一、流出などがあった場合には事業所の責任が問われることになります。

そのため、書類などの厳重な管理が必要となります。



ティータックの担当者にご相談ください。 0568-63-0887